

農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却  
及び特定対内投資事業用資産の割増償却の償却限度額の  
計算に関する付表（措法46の3、旧措法46の3）

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

特別償却の付表（二十六） 平十三・四・一以後終了事業年度分

特別償却の種類	1	46条の3第1項( )号 旧46条の3第1項( )号	46条の3第1項( )号 旧46条の3第1項( )号	46条の3第1項( )号 旧46条の3第1項( )号	
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	3	( )	( )	( )	
対象資産の名称	4				
対象資産の用途	5				
取得等年月日	6	平・・	平・・	平・・	
事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	
取得価額	8	円	円	円	
普通償却限度額	9				
割増償却率	10	$\frac{12、14、15又は20}{100}$	$\frac{12、14、15又は20}{100}$	$\frac{12、14、15又は20}{100}$	
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等					
農業経営改善計画等関係	農業経営改善計画等の 認定年月日	13	平・・	面積等 計画認定時面積等 ① 拡大面積等 ②	
	(第1号イ該当) ② 農用地拡大割合 ①	14	%		
	(第1号ロ該当) ② 栽培面積拡大割合 ①	15			
	(第1号ハ該当) ② 施設面積拡大割合 ①	16			
	(第1号ニ該当) ② 施設面積等拡大割合 ①	17			
	(旧第2号該当) 所有山林の面積	18	ha	(第2号該当) 受託施業山林の面積	19 ha
	(第3号該当) 総収入金額	20	円	(第3号該当) 素材生産業に係る収入金額	21 円
	その他参考となる事項	22			
特定対内投資事業用 資産の所在地	23				
特定対内事業者の認定年月日	24	平・・	(左記の認定年月日以後1年を経過する日) 平・・		
同上の認定の有効期限	25	平・・	(同上の日と左記の有効期限のいずれか早い日) 平・・		
その他参考となる事項	26				

## 特別償却の付表（二十六）の記載の仕方

- 1 この付表（二十六）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》、平成13年改正前の租税特別措置法（以下「平成13年旧措置法」といいます。）第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》又は平成7年改正前の租税特別措置法（以下「平成7年旧措置法」といいます。）第46条の3《特定対内投資事業用資産の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第46条の3第1項各号、平成13年旧措置法第46条の3第1項各号又は平成7年旧措置法第46条の3第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、措置法第46条の3第1項各号又は平成13年旧措置法第46条の3第1項各号のいずれの規定を受けるものであるかの区分に応じ、該当号を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の用途5」には、「施設園芸用」、「畜産用」、「事務所用」、「工場用」等の用途を記載します。
- 6 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「割増償却率10」の分子は、次の区分に応じそれぞれ次の割増償却率を○で囲みます。
  - (1) 措置法第46条の3第1項第1号に規定する減価償却資産…「20」
  - (2) 措置法第46条の3第1項第2号に規定する減価償却資産
    - イ 平成12年4月1日以後に林業経営改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「12」
    - ロ 平成8年7月22日から平成12年3月31日までの間に林業経営改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「15」
    - ハ 平成8年7月21日以前に合理化計画の認定を受けた法人の有するもの…「20」
  - (3) 措置法第46条の3第1項第3号に規定する減価償却資産
    - イ 平成12年4月1日以後に共同改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「14」
    - ロ 平成12年3月31日以前に共同改善計画の認定を受けた法人の有するもの…「15」
  - (4) 平成7年旧措置法第46条の3第1項に規定する減価償却資産…「20」
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「農業経営改善計画等関係」の各欄は、次により記載します。
    - イ 「農業経営改善計画等の認定年月日13」には、措置法第46条の3第1項各号の適用を受ける場合に、これらの号に規定する農業経営改善計画、林業経営改善計画又は共同改善計画の認定を受けた年月日を記載します。
    - ロ 「農用地拡大割合14」から「施設面積等拡大割合17」までの各欄は、措置法第46条の3第1項第1号イから二までのいずれの規定の適用を受けるかに応じ、農業委員会又は市町村長の証明に係る面積等に基づき、該当する欄を記載します。

また、2以上の農業委員会又は市町村長の証明がある場合には、その合計面積等に基づき記載します。
    - ハ 「所有山林の面積18」には、平成13年旧措置法第46条の3第1項第2号の規定の適用を受ける場合に、林業経営改善計画の認定の申請をする時に、有する山林の面積を記載します。
    - ニ 「受託施業山林の面積19」には、受託をしている森林施業に係る山林の面積を記載します。
    - ホ 「総収入金額20」及び「素材生産業に係る収入金額21」には、当期の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）及び当期の国内において営む素材生産業に係る収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）を記載します。
    - ヘ 「その他参考となる事項22」には、対象法人及び対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。
  - (2) 「特定対内投資関係」の各欄は、次により記載します。
    - イ 「特定対内事業者の認定年月日24」には、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第2条第6項に規定する特定対内事業者の認定を受けた年月日を記載します。

なお、同欄の右欄には、平成6年4月2日から平成7年3月31日までの間に認定を受けた場合に、その認定を受けた日以後1年を経過する日を記載します。
    - ロ 「同上の認定の有効期限25」には、平成7年改正前の租税特別措置法施行令第29条の3第2項に規定する期間の末日を記載します。

なお、同欄の右欄には、その期間の末日と上記イのなお書により記載した日とのいずれか早い日を記載します。
    - ハ 「その他参考となる事項26」には、対象法人及び特定対内投資事業用資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。